

公 告

令和 9 年産麦の引受に適用される農作物
共済掛金率等について、宮城県農業共済組
合事業規程第 38 条第 2 項により、下記の
とおり公告する。

記

- 1 農作物共済掛金率
- 2 単位当たり共済金額の範囲

令和 8 年 8 月 21 日

宮城県農業共済組合
組合長理事 大場 照彦

農作物共済（麦）に適用される単位当たり共済金額

類区分	1キログラム当たり共済金額の範囲								
麦 1 類	パン又は中華麺用の用に供することを目的とする対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	156円	136円	116円	97円	77円	57円	37円	28円	19円
	うち免税対象農業者に係るもの								
	165円	144円	122円	101円	80円	58円	37円	28円	19円
	パン又は中華麺用の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	115円	102円	89円	76円	63円	50円	37円	28円	19円
	うち免税対象農業者に係るもの								
124円	110円	95円	81円	66円	52円	37円	28円	19円	
種子麦									
275円	248円	220円	193円	165円	138円	110円	83円	55円	
対象麦及び種子麦以外の麦									
37円	28円	19円							
麦 2 類	パン又は中華麺用の用に供することを目的とする対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	179円	159円	138円	118円	97円	77円	56円	42円	28円
	うち免税対象農業者に係るもの								
	188円	166円	144円	122円	100円	78円	56円	42円	28円
	パン又は中華麺用の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	129円	117円	105円	93円	80円	68円	56円	42円	28円
	うち免税対象農業者に係るもの								
137円	124円	110円	97円	83円	70円	56円	42円	28円	
種子麦									
293円	264円	234円	205円	176円	147円	117円	88円	59円	
対象麦及び種子麦以外の麦									
56円	42円	28円							
麦 3 類 麦 4 類	パン又は中華麺用の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	156円	136円	116円	97円	77円	57円	37円	28円	19円
	うち免税対象農業者に係るもの								
	165円	144円	122円	101円	80円	58円	37円	28円	19円
	パン又は中華麺用の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	115円	102円	89円	76円	63円	50円	37円	28円	19円
	うち免税対象農業者に係るもの								
	124円	110円	95円	81円	66円	52円	37円	28円	19円
	種子麦（秋まき）								
	275円	248円	220円	193円	165円	138円	110円	83円	55円
	対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	37円	28円	19円						
	パン又は中華麺用の用に供することを目的とする対象麦（春まき）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	179円	159円	138円	118円	97円	77円	56円	42円	28円
	うち免税対象農業者に係るもの								
	188円	166円	144円	122円	100円	78円	56円	42円	28円
	パン又は中華麺用の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	129円	117円	105円	93円	80円	68円	56円	42円	28円
	うち免税対象農業者に係るもの								
	137円	124円	110円	97円	83円	70円	56円	42円	28円
	種子麦（春まき）								
	293円	264円	234円	205円	176円	147円	117円	88円	59円
対象麦及び種子麦以外の麦（春まき）									
56円	42円	28円							

麦５類	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	106円	91円	75円	60円	45円	29円	14円	11円	7円
	うち免税対象農業者に係るもの								
	111円	95円	79円	63円	46円	30円	14円	11円	7円
	ビール麦								
	116円	104円	93円	81円	70円	58円	46円	35円	23円
麦６類	種子麦								
	175円	158円	140円	123円	105円	88円	70円	53円	35円
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外								
	14円	11円	7円						
	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	99円	85円	71円	57円	42円	28円	14円	11円	7円
麦７類	うち免税対象農業者に係るもの								
	104円	89円	74円	59円	44円	29円	14円	11円	7円
	ビール麦								
	133円	120円	106円	93円	80円	67円	53円	40円	27円
	種子麦								
	186円	167円	149円	130円	112円	93円	74円	56円	37円
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦								
麦８類	14円	11円	7円						
	対象麦（秋まき）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	106円	91円	75円	60円	45円	29円	14円	11円	7円
	うち免税対象農業者に係るもの								
	111円	95円	79円	63円	46円	30円	14円	11円	7円
	ビール麦（秋まき）								
麦９類	116円	104円	93円	81円	70円	58円	46円	35円	23円
	種子麦（秋まき）								
	175円	158円	140円	123円	105円	88円	70円	53円	35円
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき）								
	14円	11円	7円						
	対象麦（春まき）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
麦１０類	99円	85円	71円	57円	42円	28円	14円	11円	7円
	うち免税対象農業者に係るもの								
	104円	89円	74円	59円	44円	29円	14円	11円	7円
	ビール麦（春まき）								
	133円	120円	106円	93円	80円	67円	53円	40円	27円
	種子麦（春まき）								
	186円	167円	149円	130円	112円	93円	74円	56円	37円
麦１１類	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき）								
	14円	11円	7円						
	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	126円	110円	93円	77円	61円	44円	28円	21円	14円
	うち免税対象農業者に係るもの								
	133円	116円	98円	81円	63円	46円	28円	21円	14円
麦１２類	種子麦								
	253円	228円	202円	177円	152円	127円	101円	76円	51円
	対象麦及び種子麦以外の麦								
	28円	21円	14円						
	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	131円	112円	92円	73円	54円	34円	15円	11円	8円
麦１３類	うち免税対象農業者に係るもの								
	141円	120円	99円	78円	57円	36円	15円	11円	8円
	種子麦								
	200円	180円	160円	140円	120円	100円	80円	60円	40円
	対象麦及び種子麦以外の麦								
	15円	11円	8円						
	麦１４類								

麦16類	対象麦（春播き裸麦）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	141円	120円	99円	78円	57円	36円	15円	11円	8円
	うち免税対象農業者に係るもの								
	150円	128円	105円	83円	60円	38円	15円	11円	8円
	種子麦（春播き裸麦）								
	202円	182円	162円	141円	121円	101円	81円	61円	40円
	対象麦及び種子麦以外の麦（春播き裸麦）								
	15円	11円	8円						

備考：

- 1 この麦において「区分」とは、農業保険法第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- 2 この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であつて、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- 3 この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- 4 この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- 5 この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- 6 この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。